

# 令和2年度 第1回上下水道事業検討会

## 議題 料金について

令和2年7月30日

1

## 目次

- 1.水道料金の仕組み
- 2.現在の水道等料金
- 3.水道料金体系の見直し(平成21年度)
- 4.他市町との料金比較
- 5.水道料金の課題
- 6.下水道使用料の仕組み
- 7.現在の下水道使用料
- 8.他市町との下水道使用料比較
- 9.下水道使用料の課題
- 10.課題のまとめ

2

# 1. 水道料金の仕組み

3

## 水道料金の法的な位置づけ

水道料金は、水道法や地方公営企業法により、そのあり方が規定されている。

### 【水道法 抜粋】

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、**健全な経営を確保することができる公正妥当なもの**であること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

### 【地方公営企業法 抜粋】

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保することができるもの**でなければならない。



水道料金は、

『健全な運営(経営)を確保できる適正な原価を基礎とした料金』でなければならない。

4

# 水道料金の基本的な考え方

財政計画の策定・・・概ね5年の期間で、  
収支均衡の維持を目標として策定

## 料金水準の考え方

総括原価主義・・・事業の運営に必要な費用をまかなうだけの収入を  
得られる水準に、料金を設定すること

## 料金体系の考え方

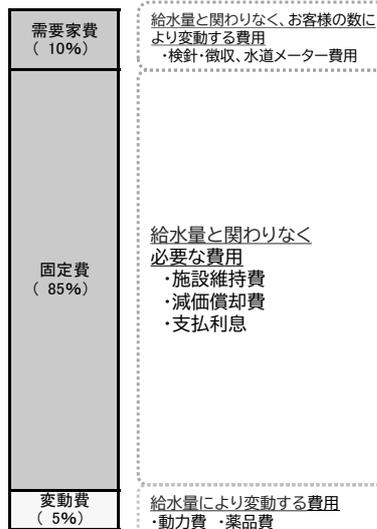
二部料金制・・・基本料金と従量料金を合計して料金を算定すること

基本料金とは・・・使用した水量に関わらず支払う料金  
従量料金とは・・・使用した水量により支払う料金

5

# 水道料金設定のイメージ(二部料金制)

費用の構成



二部料金制  
(基本の考え方)



実際の体系



基本料金を安く  
(生活用水への配慮)

6

## 2.現在の水道等料金

7

### 水道料金

(税抜)

1ヵ月分 種別、用途及び口径	基本料金	使用水量及び従量料金(1㎡につき)						
		1~10 ㎡	11~25 ㎡	26~50 ㎡	51~200 ㎡	201~ 1,000㎡	1,001㎡~	
専用 一般用	13mm	680円	10円	122円	156円	208円	288円	310円
	20mm	900円						
	25mm	1,260円						
	40mm	4,500円						
	50mm	9,840円						
	75mm	21,600円						
	100mm	45,200円						
	150mm	124,100円						
	200mm	255,700円						
	250mm	432,000円						
300mm以上	687,000円							
湯屋用	680円	10円	78円					
船舶用	—	200円						
臨時用	—	370円						
共用	520円	10円	102円					
私設消火栓用	演習1回10分ごとに1,370円							

水道料金は平成21年度に改定(消費税対応を除く)  
基本水量制度の廃止や大口利用者特割制度導入など  
平成30年度決算の料金収入は約155.6億円(税込)

8

## 口径別納付金

(税抜)

水道メーターの口径	金額
13mm	44,000円
20mm	72,000円
25mm	220,000円
40mm	734,000円
50mm	1,280,000円
75mm	3,530,000円
100mm	7,210,000円
150mm	20,000,000円
200mm	40,000,000円
250mm	71,000,000円
300mm以上	112,000,000円

水道管を新たに引き込むときや、現在使用している口径を変更する際に徴収する平成30年度決算の口径別納付金の収入額は、約4.1億円(料金収入の3%相当) 料金収入が減少していく今後は、重要な収入源

9

## 工業用水道料金

(税抜)

基本水量又は特定水量 (1日につき)	基本料金 (1㎡につき)	基本使用料金 (1㎡につき)	超過料金 (1㎡につき)
300㎡未満	34円	4円	4.7円
300㎡以上	19.5円	4円	4.7円

各事業所と1日あたりの契約水量を取り決めている  
平成30年度決算の料金収入は約16.7億円(税込)

北九州市の工業用水道料金は政令市で一番安価  
平成26年度に値下げ改定

10

## 水道用水供給事業



(税抜)

料金  
(1mlにつき)

128円以下の範囲内で管理者が定める額

各供給先と1日最大給水量を取り決めている  
平成30年度決算の収入は、約6.7億円(税込)

11



# 余白

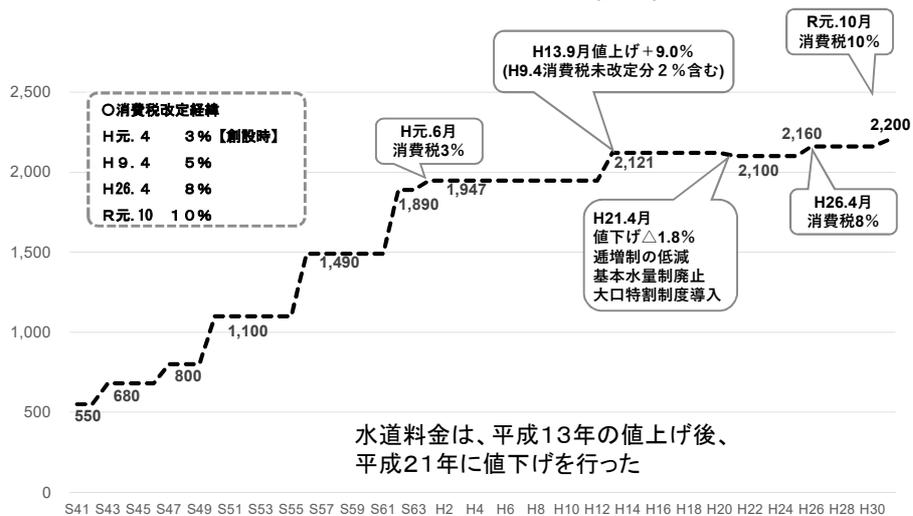
12

### 3.水道料金体系の見直し (平成21年度)

13

### 水道料金の改定推移

1月20㎡使用した場合の水道料金(税込)



14

## 平成21年度の改定概要 ①

### ① 少量使用者への負担軽減

基本水量(月10<sup>m</sup>)内の使用者が増加したため、  
少量使用者の不公平感解消をねらう。

#### ○基本水量制(月10<sup>m</sup>)の廃止

⇒一般用(口径13mm、20mm、25mm)、湯屋用、共用

#### ○基本料金の値下げ

⇒△100円/月(口径13mm、20mm、25mm)

#### ○従量料金の新設

⇒10円/<sup>m</sup>(水1<sup>m</sup>の製造に係る変動費)

#### ○従量料金の値下げ

⇒2~4区画、湯屋用及び共用:△2円/<sup>m</sup>

15

## 平成21年度の改定概要 ②

### ② 大口使用者への対応

大口使用者の水利用促進、  
地下水利用者の水道への回帰をねらう

#### ○従量料金値下げと逡増度の緩和

⇒5区画(1,001<sup>m</sup>~):△15円/<sup>m</sup>

⇒6区画(10,001<sup>m</sup>以上):撤廃

#### ○個別需給給水契約制度の導入(新設)

⇒大口使用者特割制度の導入(別途記載)

16

## 平成21年度の改定概要 新旧対照表

基本料金(1か月)

(税抜)

種別	口径 (mm)	基本水量		基本料金		増加額
		現行	改定前	現行	改定前	
一般	13	0	10	680	780	△ 100
	20			900	1,000	△ 100
	25			1,260	1,360	△ 100
	40以上			改定無し		
湯屋用		0	10	520	620	△ 100
共用		0	10	680	780	△ 100

従量料金(1m<sup>3</sup>)

(税抜)

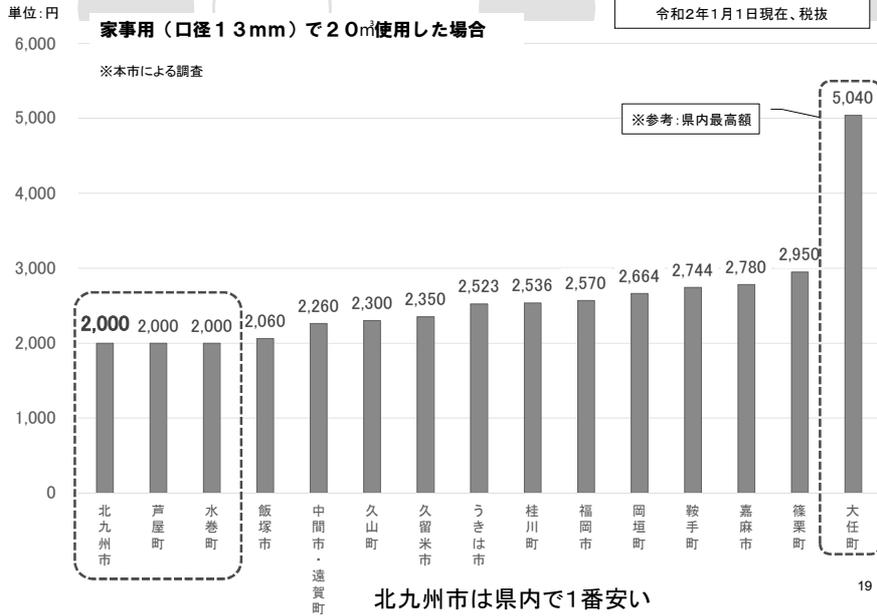
種別	口径 (mm)	従量	従量料金		増加額
			現行	改定前	
一般	13~25	~10m <sup>3</sup>	10	0	10
		11m <sup>3</sup> ~25m <sup>3</sup>	122	124	△ 2
	40以上	1m <sup>3</sup> ~25m <sup>3</sup>	122	124	△ 2
	口径に関わりなく	26m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	156	158	△ 2
		51m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	208	210	△ 2
		201m <sup>3</sup> ~1,000m <sup>3</sup>	288	290	△ 2
		1,001m <sup>3</sup> ~10,000m <sup>3</sup>	310	325	△ 15
		10,001m <sup>3</sup> 以上		335	△ 25
	湯屋用			78	80
共用			102	104	△ 2

17

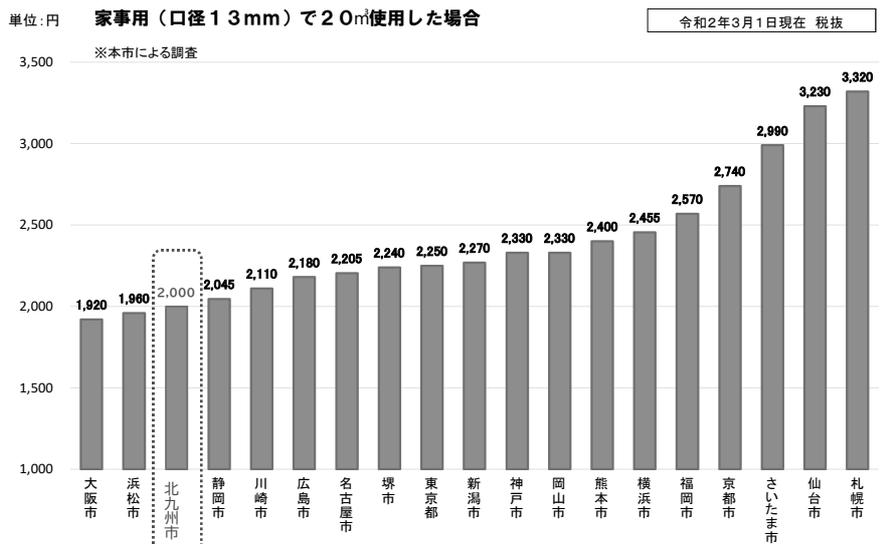
## 4. 他市町との料金比較

18

## 県内市町との料金比較



## 大都市との料金比較



水道料金は、大都市では19都市中安いほうから3番目

※千葉市、相模原市は、県営水道による供給のため除く。

20

## 口径別・使用水量別の料金単価比較(大都市・東日本)

令和2年6月 本市による調査

都市名	区分口径	基本料金(円)	基本水量(m)	従量料金(円/m <sup>3</sup> ・月、税抜)																
				~5	~6	~8	~10	~15	~20	~25	~30	~40	~50	~60	~100	~200	~250	~300	~500	~1千
札幌市	20mm	1,320	10	0		200	230		265			330			350			375		
	100mm	244,000	500					0							360					
仙台市	20mm	1,250	-	80		185		205			240	275			310					
	100mm	48,000	-			205														
さいたま市	20mm	1,080	8	0		175		220						310						
	100mm	184,500	-			310								345			395			
東京	20mm	1,170	5	0	22	128	163	202	213	298			372				404			
	100mm	94,568	-							404										
川崎市	一般用	530	8	0	95	139	185	194	209	253	278	329	343	357						
横浜市	家事用	790	8	0	43	158	226	269	293				320							
	業務用	790	-										320	369	409					
新潟市	20mm	2,090	-	89		102		109	127			147			172					
	100mm	51,300	-																	
静岡市	20mm	380	-	60		107		142		165		183			195					
	100mm	12,020	-																	
浜松市	20mm	640	-	40		96	127	155	180	188		195			200					
	100mm	28,000	-																	
名古屋市	20mm	1,070	6	0	10	154	212	247	277			302			317					
	100mm	45,200	-			267				297		322			327					

多くの市で口径別、使用水量別の料金制度を採用しており、基本料金の額は各市で大きく異なっている。

※千葉市、相模原市は、県営水道による供給のため除く。  
※札幌市、名古屋市の口径100mmは業務用単価

21

## 口径別・使用水量別の料金単価比較(大都市・西日本)

令和2年6月 本市による調査

都市名	区分口径	基本料金(円)	基本水量(m)	従量料金(円/m <sup>3</sup> ・月、税抜)																
				~5	~6	~8	~10	~15	~20	~25	~30	~40	~50	~60	~100	~200	~250	~300	~500	~1千
京都市	20mm	920	5	0	10	177	180		208		226	243			284			326		
	100mm	71,600	250					0				243								
大阪市	一般用	850	-	10	97	124	168	230	293			342							358	
堺市	20mm	650	-	37		122		182	227	272		307			322			332		
	100mm	31,000	-			122														
神戸市	20mm	880	10	0		145	155		215			250								
	100mm	41,000	-			180		230	265	290		330			360					
岡山市	20mm	1,020	-	30	136	148	170					195								
	100mm	24,150	-			170						195							216	
広島市	20mm	810	-	5	106	168	203		229			241								
	100mm	3,540	-			193	228		257	288		316								
福岡市	20mm	1,330	-	17	155	243	284	335				387								
	100mm	129,200	-			175	243		335		416	497	542							
熊本市	20mm	1,240	-	15	135	160	185					220								
	100mm	25,600	-			220			240		260								290	
北九州市	20mm	900	-	10		122						240			288					
	100mm	45,200	-			122		156		208		288							310	

多くの市で口径別、使用水量別の料金制度を採用しており、基本料金の額は各市で大きく異なっている。

※神戸市、広島市、福岡市の口径100mmは業務用単価

従量の区分も各市様々で、最高単価の一番高い福岡市は542円/m<sup>3</sup>、一番安い新潟市は172円/m<sup>3</sup>、基本水量制(網掛け部分)は8市。口径100mmで基本水量を大きく設定している市もある。

22

## 使用水量別の料金比較（大都市）

令和2年6月 本市による調査

水量別料金順位 (単位:円/月、税抜)	口径20mm				口径100mm			
	20㎡	順位	50㎡	順位	500㎡	順位	1,000㎡	順位
札幌市	3,320	17	10,920	17	244,000	16	424,000	16
仙台市	3,900	18	10,050	15	190,750	14	345,750	12
さいたま市	3,180	16	11,580	19	354,900	19	552,400	18
東京都	2,560	10	8,230	9	296,568	17	498,568	17
川崎市	2,110	4	8,185	8	147,335	6	318,835	9
横浜市	2,456	9	10,096	16	162,546	10	347,046	13
新潟市	4,000	19	7,200	5	126,560	4	212,560	2
静岡市	2,050	3	6,310	1	99,400	1	196,900	1
浜松市	2,000	2	6,620	3	121,380	2	221,380	3
名古屋市	2,650	11	9,710	14	203,200	15	366,700	15
京都市	2,740	13	8,700	13	132,350	5	274,350	5
大阪市	1,920	1	6,520	2	149,920	8	320,920	10
堺市	2,240	7	8,600	12	176,200	12	337,200	11
神戸市	2,330	8	8,180	7	187,900	13	352,900	14
岡山市	2,680	12	7,560	6	124,600	3	232,600	4
広島市	2,230	6	8,580	11	148,665	7	306,665	7
福岡市	3,050	15	11,160	18	341,860	18	590,360	19
熊本市	2,740	13	8,390	10	152,600	9	297,600	6
北九州市	2,220	5	6,730	4	169,750	11	313,750	8

口径20mmで一番安い大阪市は、

口径100mmでは使用量が増えるほど順位が低下。

新潟市は、多量使用になると順位は上昇し、口径100mmの1,000㎡では2番目に安い。

1,000㎡使用時、一番安い静岡市と一番高い福岡市、その価格差は約39万円。

北九州市は、口径20mm使用量20㎡では、安いほうから5番目だが、口径100mmの1,000㎡では8番目。

※千葉市、相模原市は、県営水道による供給のため除く  
 ※札幌市、横浜市、名古屋市、神戸市、広島市、福岡市の  
 口径100mmは業務用単価、その他は一般用単価で積算

23



# 余白

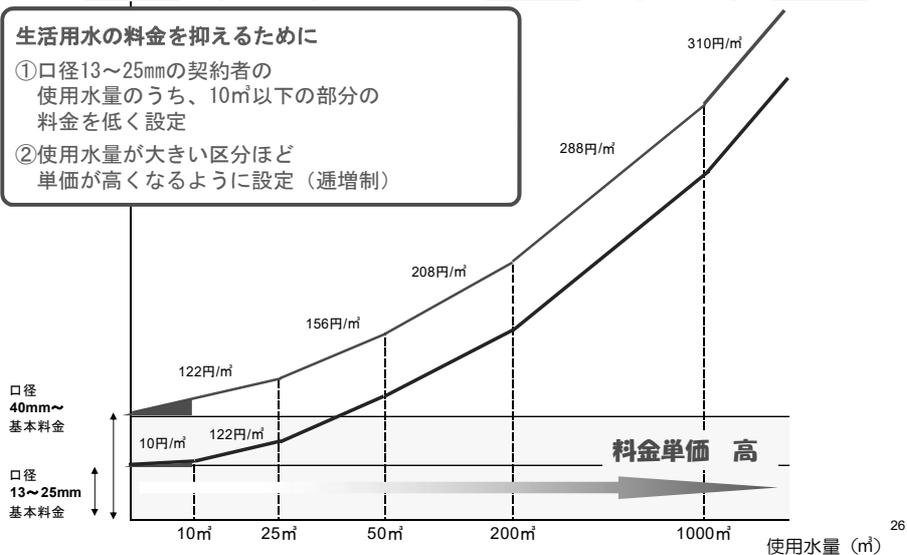
24

# 5. 水道料金の課題

## 料金設定のイメージ（従量料金）

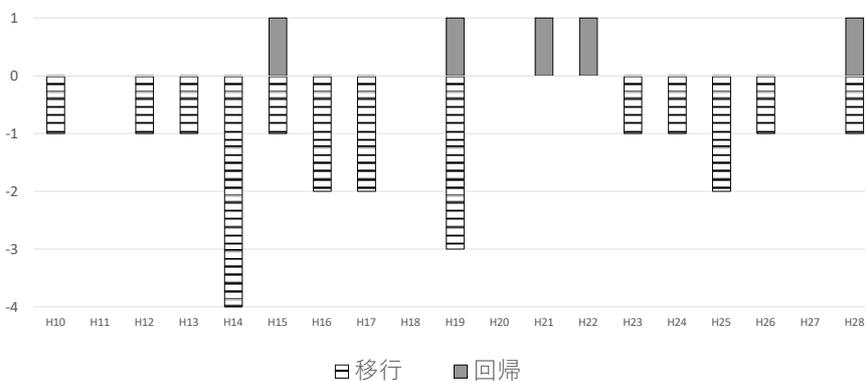
生活用水の料金を抑えるために

- ①口径13～25mmの契約者の  
使用水量のうち、10m<sup>3</sup>以下の部分の  
料金を低く設定
- ②使用水量が大きい区分ほど  
単価が高くなるように設定（逓増制）



## 水道水離れ

### ● 地下水への移行・回帰事業者数推移



平成10年度以降、工場、病院、ビル管理会社など、21事業者が地下水利用へ移行。そのうち、5事業者が水道水へ回帰料金収入への影響額は約4億円

27

## 北九州市の取り組み

### ● 大口使用者特割制度の導入

#### ○概要

平成21年度の料金改定時に創設

「過去10年間で3,000m<sup>3</sup>/月の利用実績」

=「基準水量」を超える部分について、310円/m<sup>3</sup>⇒160円/m<sup>3</sup>とする

#### ○目的

- ① 地下水への利用転換の抑制
- ② 地下水利用者の水道利用への回帰

#### ○状況

契約数は69件(64事業所) ※対象者は143件(120事業所)

適用状況: 39件: 88,000m<sup>3</sup>(平成30年度実績)

割引額: 約1,400万円

28

## 水需要の傾向（口径別水量と料金比較）

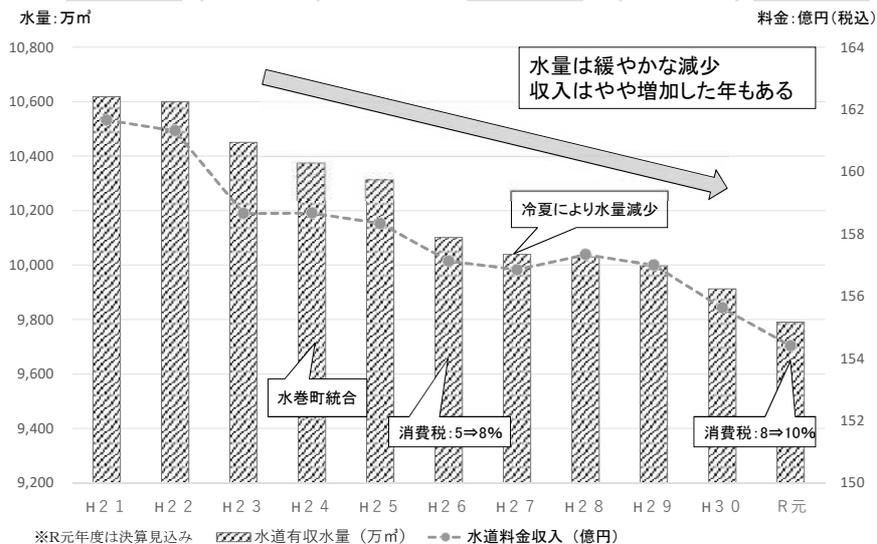
口径	項目	H21	H30	H30-H21	増減率
小口径 (13~25mm)	水量(万㎡)	8,600	8,257	▲ 343	▲4.0%
	戸数	465,339	498,542	33,203	7.1%
	料金(億円)	107	105	▲ 2	▲1.0%
	単価	123.9	127.7	3.8	3.1%
大口徑 (40~200mm)	水量(万㎡)	1,659	1,591	▲ 68	▲4.1%
	戸数	3,930	4,198	268	6.8%
	料金(億円)	50	49	▲ 1	▲1.4%
	単価	300.8	309.3	8.5	2.8%
計	水量(万㎡)	10,259	9,848	▲ 411	▲4.0%
	戸数	469,269	502,740	33,471	7.1%
	料金(億円)	156	155	▲ 1	▲1.1%
	単価	152.5	157.0	4.5	3.0%

※一般用のみ。(税込)

小口径、大口徑ともに、水量は減少しているものの、給水戸数が増加し、基本料金の収入は増加していることから、全体の料金の減少額は小さい。

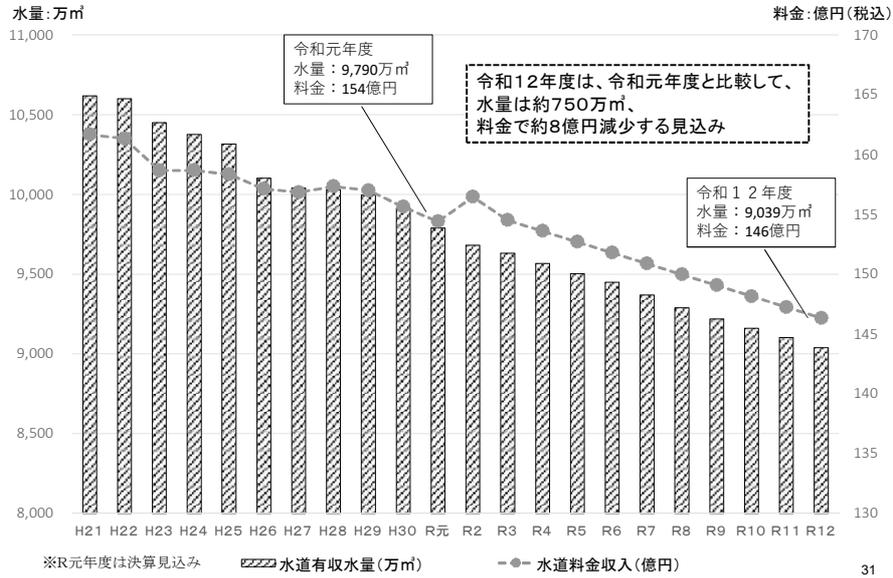
29

## 水道の有収水量と料金収入の推移

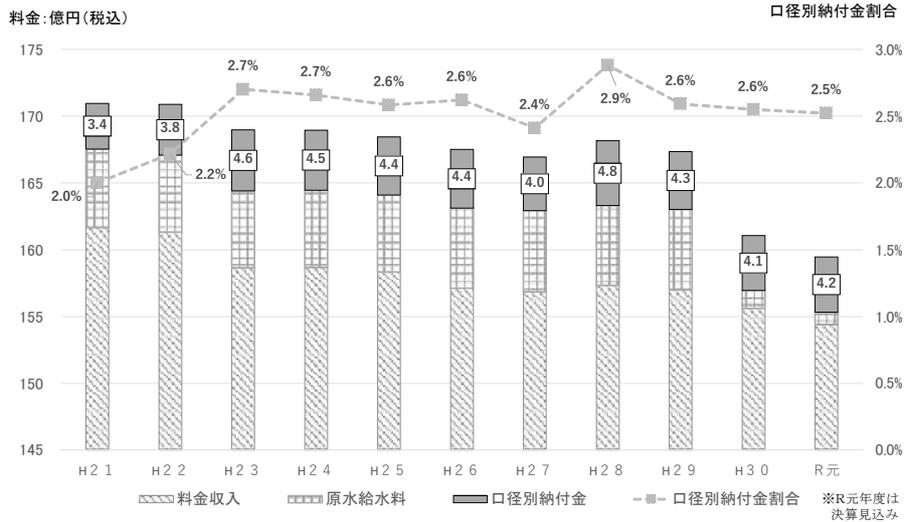


30

## 水道の有収水量と料金収入の見込み



## 口径別納付金の推移・割合



料金収入は減少傾向であり、田川への原水供給収入(約5億円)が平成30年度から無くなる中、口径別納付金は、約4億円の収入(平均で料金収入の2.5%程度)を維持しており、重要な収入源であることがうかがえる。

## 6.下水道使用料の仕組み

33

### 下水道使用料の法的な位置づけ

下水道は地方自治法第244条に規定する「公の施設」に該当し、その施設の利用については、同法第225条において「使用料を徴収することができる」とされている。

#### 【下水道法 抜粋】

第二十条 第二項 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 **能率的な管理の下における適正な原価をこえないもの**であること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

#### 【地方公営企業法 抜粋】

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、**能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。**



下水道使用料は、  
『能率的な管理の下における適正な原価をこえない、健全な運営を確保できるもの』  
でなければならない。

34

## 下水道使用料の基本的な考え方

- 基本原則：雨水は公費、汚水は使用料、合流分は按分で負担
- 下水道使用料は、汚水処理にかかる経費から算定

財政計画の策定・・・概ね5年の期間で、**収支均衡の維持**を目標として策定



### 使用料水準の考え方

総括原価主義・・・事業の運営に必要な費用をまかなうだけの収入を得られる水準に、使用料を設定すること

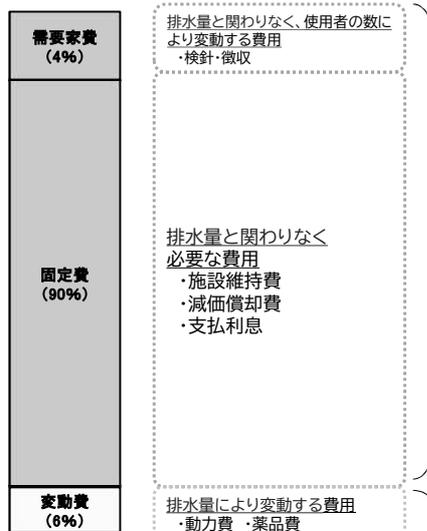
### 使用料体系の考え方

二部料金制・・・基本使用料と従量使用料を合計し算定すること  
 基本使用料は・・・排出した水量に関わらず支払う  
 従量使用料は・・・排出した水量により支払う

35

## 下水道使用料設定のイメージ(二部料金制)

### 費用の構成



### 基本の考え方



### 実際の体系



36

## 7.現在の下水道使用料

37

### 下水道使用料

(税抜)

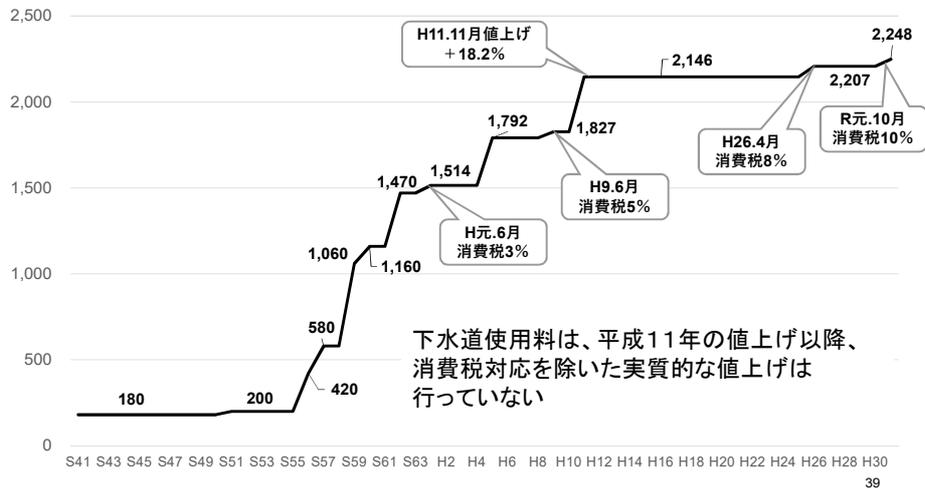
料率(1月につき) 汚水の種別	基本汚水排除量 及び基本使用料	従量汚水排除量 及び従量使用料(1m <sup>3</sup> につき)	
一般汚水	10m <sup>3</sup> まで634円	11~25m <sup>3</sup>	141円
		26~50m <sup>3</sup>	208円
		51~200m <sup>3</sup>	257円
		201~1,000m <sup>3</sup>	307円
		1,001~10,000m <sup>3</sup>	407円
		10,001m <sup>3</sup> ~	412円
公衆浴場汚水	10m <sup>3</sup> まで634円	11m <sup>3</sup> 以上	13円

下水道使用料は基本水量制を取り入れている。直近の改定は平成11年度。  
平成30年度決算の使用料収入は、約152.5億円(税込)  
水道とは異なり、管の口径で基本使用料の区分はなされていない。

38

# 下水道使用料の改定推移

1月20㎡使用した場合の下水道使用料(税込)



# 8.他市町との下水道使用料比較

## 県内市町との使用料比較

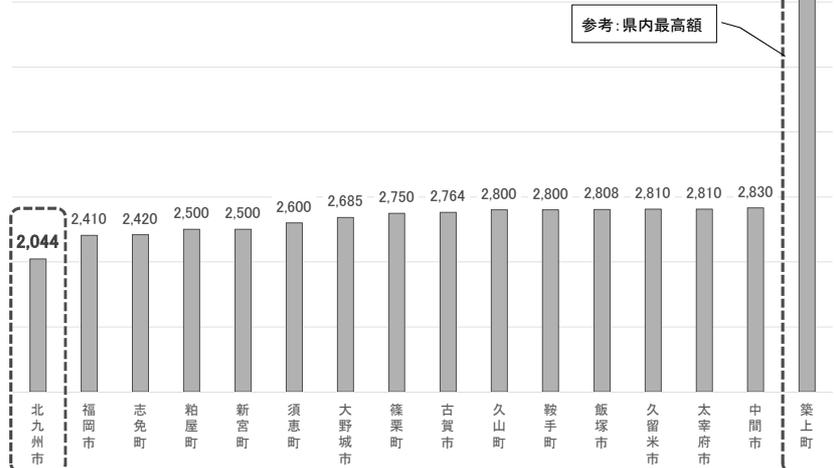
単位:円

家事用で2.0m<sup>3</sup>使用した場合

※本市による調査

令和2年1月現在 税抜

参考:県内最高額



下水道使用料は、水道料金と同様に県内で1番安い

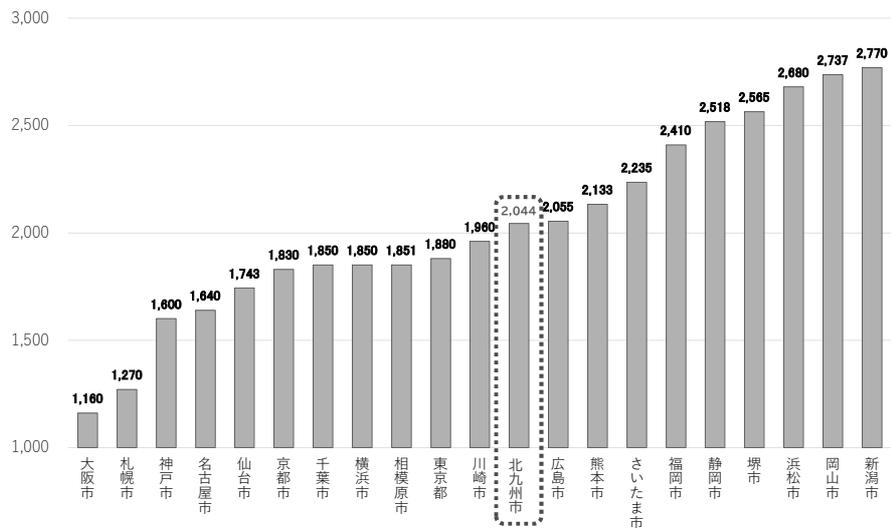
41

## 大都市との使用料比較

単位:円

家事用で2.0m<sup>3</sup>使用した場合

令和2年6月現在 税抜



下水道使用料は、大都市では21都市中安いほうから12番目

※本市による調査

42

## 下水道使用料 基本・従量使用料比較(大都市)

令和2年6月 本市による調査

都市名	基本 使用料 (円/月)	基本 水量 (m)	従量使用料(単位:円/m <sup>3</sup> ・月)(税抜)																		
			~5	~6	~8	~10	~15	~20	~25	~30	~40	~50	~100	~200	~300	~500	~600	~1千	~2千	~5千	~1万
札幌市	600	10	0			67		91			118		145		168			199		237	
仙台市	703	10	0			104		137		225	274	351	378	406	420						
さいたま市	666	-	17			140		174		218	272	298	352	385	413						
千葉市	580	-	15	17		111		152		188	229	267	297	329	359						
東京都	560	8	0			110		140		170	200	230	270	310	345						
川崎市	660	8	0	10		128		164		242	303	364	422	446	475						
横浜市	630	8	0	20		118		173		234	264	299	341	389	416	472					
相模原市	686	8	0		95	100		116		126	153	168	200	237							
新潟市	1,190	10	0			158		191		246	314										
静岡市	925	-	35			125		145		160	175	190	200	210	220						
浜松市	1,110	-	40			117		138		152	164	176	188	195	203	208	212				
名古屋市	560	10	0			108		160		179	205	240		254							
京都市	650	5	0	10		113		116		162	183	201	213	218							
大阪市	550	10	0			61		83		103	119	136	159	180	215	234					
堺市	665	-	50			140		200		210	270	335	360	395							
神戸市	500	5	0	20		100		130		155	186	219	234	249	265						
岡山市	538	-	62			158		200		255	341	392	424								
広島市	695	6	0	5		106	162	233		311	395	440	472	495							
福岡市	760	-	13			152		188		246	278	311	366	417	515						
熊本市	809.5	-	13.3			119.0		157.1		190.5	228.6	266.7	309.5								
北九州市	634	10	0			141		208		257	307	407	412								

水道と比べ、基本水量制を採用している都市は多い。(網掛け部分)

※広島市の101m<sup>3</sup>以上は業務用単価(下線表示)。

基本使用料の最低価格は神戸市の500円。最高価格は新潟市の1,190円

43

最高単価は福岡市の515円/m<sup>3</sup>、最高単価が一番安いのは、浜松市の212円/m<sup>3</sup>

## 使用量別の料金比較(大都市)

令和2年6月 本市による調査

水量別料金順位 (単位:円、税抜)	50m <sup>3</sup>	順位	500m <sup>3</sup>	順位	1,000m <sup>3</sup>	順位	20,000m <sup>3</sup>	順位
札幌市	4,540	2	75,340	2	159,340	1	4,510,340	4
仙台市	5,853	5	149,803	16	338,803	16	8,192,803	16
さいたま市	7,116	11	134,616	13	310,616	14	8,045,616	14
千葉市	7,130	12	125,380	12	273,880	11	7,064,880	12
東京都	6,680	7	120,680	11	275,680	12	6,830,680	11
川崎市	8,440	17	177,890	20	385,990	20	9,270,990	19
横浜市	8,260	16	153,660	17	348,160	19	9,260,160	18
相模原市	5,531	4	86,781	3	186,781	3	4,689,781	6
新潟市	8,170	15	116,120	10	273,120	10	6,239,120	10
静岡市	7,175	13	94,925	6	199,925	6	4,379,925	3
浜松市	7,100	10	89,300	4	186,800	4	4,193,800	1
名古屋市	6,820	8	115,870	9	242,870	9	5,068,870	7
京都市	6,230	6	92,930	5	199,430	5	4,321,430	2
大阪市	4,050	1	71,300	1	161,300	2	4,531,300	5
堺市	8,765	19	156,265	18	336,265	15	7,841,265	13
神戸市	5,200	3	97,250	7	214,250	7	5,233,250	8
岡山市	8,738	18	149,288	15	345,288	18	8,401,288	17
広島市	9,825	21	196,875	21	432,875	21	9,837,875	21
福岡市	9,210	20	158,510	19	341,510	17	9,734,510	20
熊本市	6,846	9	104,001	8	237,351	8	6,075,051	9
北九州市	7,949	14	138,599	14	292,099	13	8,075,099	15

多量使用になると、順位が下がる仙台市。

一方、静岡市や浜松市の順位は大きく上昇。

広島市は、20m<sup>3</sup>使用時は13位だが、50m<sup>3</sup>以上は一番高い料金。

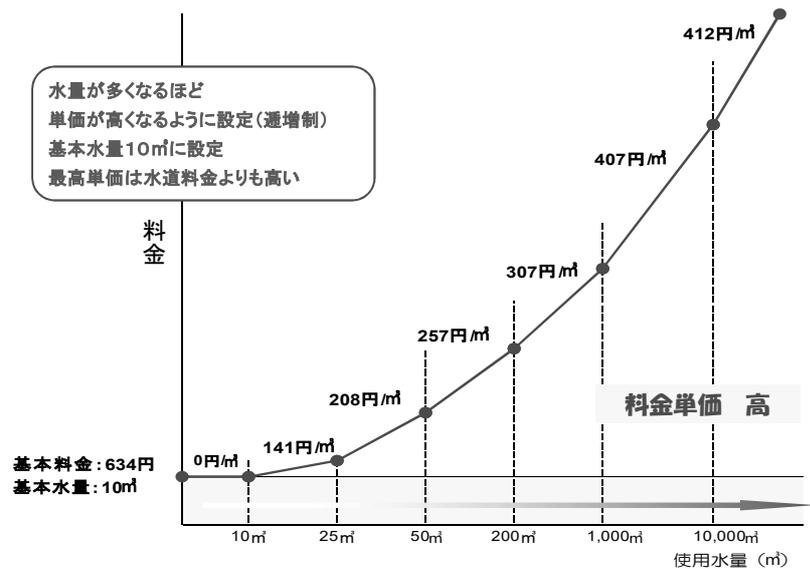
2万m<sup>3</sup>使用時で、最高額と最低額の料金差は約490万円。北九州市も多量使用になると順位が低下。

※広島市の500m<sup>3</sup>以上の使用料は、業務用単価で積算。

44

# 9. 下水道使用料の課題

## 下水道使用料のイメージ（従量料金）



## 下水道の傾向（ランク別水量と使用料の比較）①

規模	項目	H21	H30	H30-H21	増減率
1ランク 1㎡ ～10㎡	水量(万㎡)	1,226	1,384	158	12.9%
	戸数(戸)	181,180	211,995	30,815	17.0%
	1戸1月当り水量	5.6	5.4	▲0.2	▲3.5%
	使用料(億円)	14	17	3	20.5%
	単価(円)	112.3	119.9	7.6	6.8%
2ランク 11㎡ ～25㎡	水量(万㎡)	4,331	4,323	▲8	▲0.2%
	戸数(戸)	211,710	214,061	2,351	1.1%
	1戸1月当り水量	17.0	16.8	▲0.2	▲1.3%
	使用料(億円)	43	44	1	1.8%
	単価(円)	100.0	102.0	2.0	2.0%
3ランク 26㎡ ～50㎡	水量(万㎡)	2,345	1,795	▲550	▲23.5%
	戸数(戸)	60,833	47,211	▲13,622	▲22.4%
	1戸1月当り水量	32.1	31.7	▲0.4	▲1.4%
	使用料(億円)	32	25	▲7	▲22.0%
	単価(円)	138.2	140.8	2.7	1.9%
4ランク 51㎡ ～200㎡	水量(万㎡)	596	498	▲98	▲16.4%
	戸数(戸)	5,781	4,670	▲1,111	▲19.2%
	1戸1月当り水量	85.9	88.9	3.0	3.4%
	使用料(億円)	12	11	▲1	▲13.1%
	単価(円)	209.1	217.5	8.4	4.0%

※税込 H21水質加算金は、合計に含む

単価の低い「1ランク」は戸数と水量が増加している一方で、比較的使用料収入が多い「3ランク」の戸数・水量が大きく減少している。

47

## 下水道の傾向（ランク別水量と使用料の比較）②

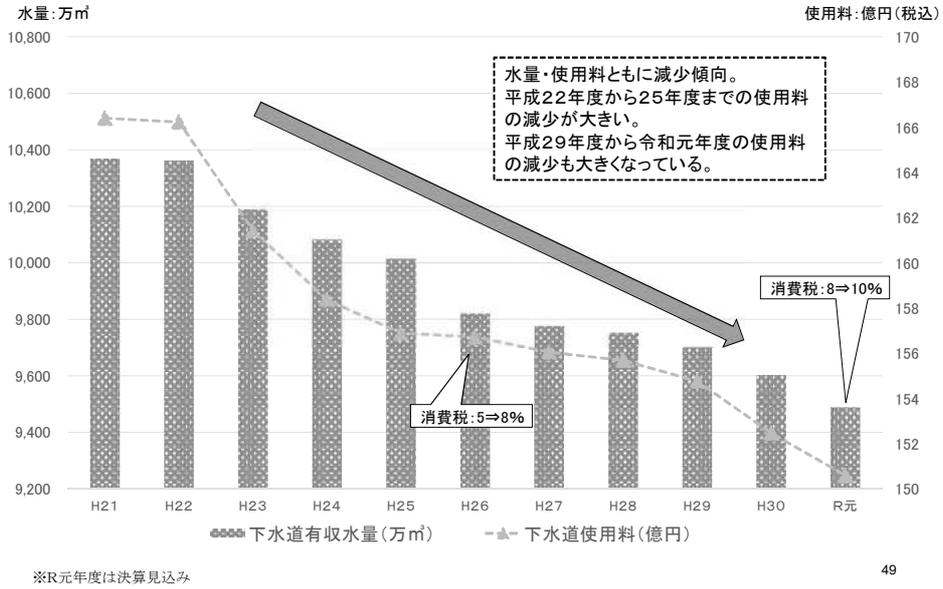
規模	項目	H21	H30	H30-H21	増減率
5ランク 201㎡ ～1,000㎡	水量(万㎡)	788	742	▲46	▲5.8%
	戸数(戸)	1,568	1,428	▲140	▲8.9%
	1戸1月当り水量	418.8	433.0	14.2	3.4%
	使用料(億円)	22	22	0	▲2.2%
	単価(円)	283.5	294.4	10.9	3.8%
6ランク 1001㎡ ～10,000㎡	水量(万㎡)	954	831	▲123	▲12.8%
	戸数(戸)	328	283	▲45	▲13.7%
	1戸1月当り水量	2,423.8	2,447.0	23.2	1.0%
	使用料(億円)	36	33	▲3	▲9.5%
	単価(円)	377.2	391.6	14.4	3.8%
7ランク 10,001㎡～	水量(万㎡)	129	29	▲100	▲77.3%
	戸数(戸)	5	2	▲3	▲60.0%
	1戸1月当り水量	21,500.0	12,083.3	▲9,416.7	▲43.8%
	使用料(億円)	5	1	▲4	▲76.9%
	単価(円)	423.8	430.4	6.7	1.6%
合計	水量(万㎡)	10,369	9,603	▲766	▲7.4%
	戸数(戸)	461,405	479,650	18,245	4.0%
	使用料(億円)	166	152	▲14	▲8.4%
	単価(円)	160.5	158.8	▲1.7	▲1.1%

※税込 H21水質加算金は、合計に含む

単価の高い「6・7ランク」水量・使用料も大きく減少。全体では、戸数の増加はあるものの、水量・使用料ともに減少し、さらに、水量よりも使用料の減少率が高くなっている。

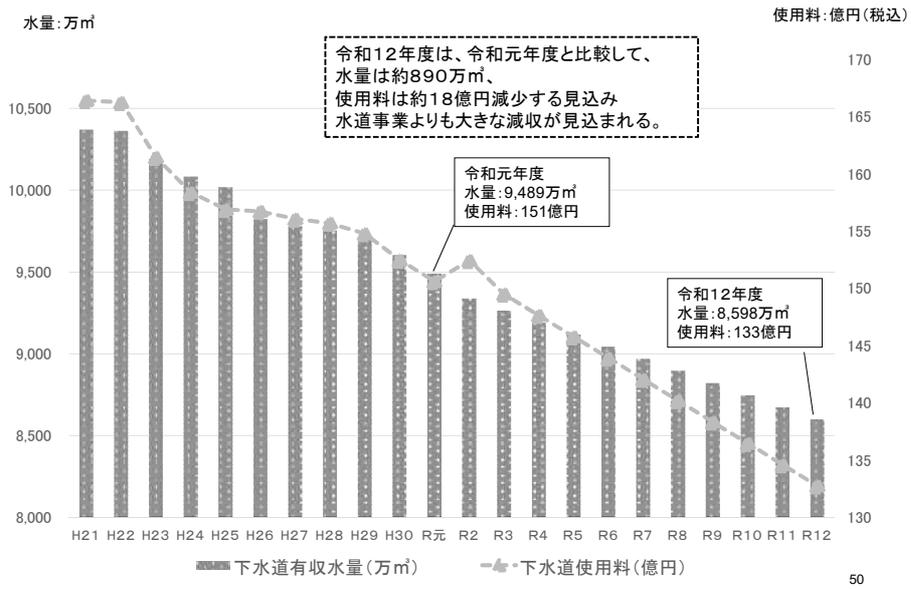
48

## 下水道の有収水量と使用料収入の推移



49

## 下水道の有収水量と使用料収入の見込み



50

## 10. 課題のまとめ

51

### 料金の課題まとめ ①

- ・水需要の減少により、料金収入は減少の見込み。
- ・水道事業、下水道事業はともに施設の老朽化に伴い更新需要の増加が見込まれる。
- ・上下水道の料金は、固定費の大部分を従量料金で回収していることから、従量料金の減少に伴い、固定費の回収が難しくなっている。

52

## 料金の課題まとめ ②

- ・水道・下水道事業ともに、料金体系が逡増制であることから、大口使用者の水需要が減少し、料金収入の減少が大きくなる傾向にある。特に下水道事業はその傾向が強い。
- ・こうした上下水道料金の課題などをふまえ、安定した経営を維持できるよう、料金全体のあり方を総合的に検討します。